

---

プロジェクト	実務対応 - 仮想通貨に係る会計上の取扱い
項目	第 105 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

---

### 本資料の目的

1. 本資料は、第 105 回実務対応専門委員会（2017 年 6 月 21 日開催）で議論された仮想通貨に係る会計上の取扱いについて、聞かれた主な意見をまとめたものである。
2. 事務局の提案に対し、次の意見が聞かれた。

### 基準開発において取り扱う項目の範囲について

#### （対象とする仮想通貨の範囲について）

3. 基準開発の対象として、仮想通貨交換業者が取り扱う資金決済法上の仮想通貨としても、資金決済法上のすべての仮想通貨としても、実際に流通している仮想通貨を参考に基準開発を行うのであれば、実質的な相違は生じないのではないかと考える。
4. 開発する基準が、仮想通貨交換業者のみならず、仮想通貨の利用者の会計上の取扱いを対象としていることを踏まえると、資金決済法上のすべての仮想通貨を対象とすべきであると考えます。
5. 仮想通貨交換業者が、今後、新たな仮想通貨の取扱いを開始する局面を想定すると、現時点で仮想通貨交換業者が取り扱っている仮想通貨に限定するのではなく、資金決済法上の全ての仮想通貨を対象に含めるべきであると考えます。

#### （仮想通貨交換業者における仮想通貨の売却損益の認識時点について）

6. 売却損益の認識時点は、仮想通貨の売買契約が成立した時点とした上で、どの時点で仮想通貨の売買契約が成立したかの判断については、各社の判断に委ねるといった考え方もあるのではないかと考える。
7. 実務のばらつきを抑える観点から、何らかの判断基準を示すことが望ましいと考える。
8. 詳細な定めを決めるのは難しいとしても、何を基準に判断を行えばよいかの基本的な考え方は示す必要があると考える。

## 会計上の論点分析（顧客からの預かり資産（仮想通貨）に関する会計処理）

### （仮想通貨の資産性について）

9. 資産として取扱い得るという結論には違和感はないものの、財産的価値という仮想通貨の定義からの説明だけでなく、資産の定義や構成要件を満たしているかという観点から少し説明を加えた方が良いと考える。

### （顧客からの預かり仮想通貨に係る資産及び負債の認識について）

#### 顧客からの預かり仮想通貨を貸借対照表に計上することを支持する意見

10. 仮想通貨の保有を、秘密鍵の排他的な管理を通じてビットコインを任意のアドレスに送付できる状態を独占している状態と考えるのであれば、顧客からの預かり仮想通貨を資産計上し、見合いの負債を両建てするのが良いのではないかと考える。
11. 仮想通貨の性格としては、有価証券よりも現金に近いものと考えており、現金に準じて資産及び負債を認識する考えに同意する。

#### 顧客からの預かり仮想通貨を貸借対照表に計上しないことを支持する意見

12. 仮想通貨は法律上の所有権が明確でなく、仮想通貨交換業者に所有権が移転したとまでは言えないのであれば、貸借対照表には計上せず、注記により情報を開示するという考え方もあるのではないかと考える。

#### その他

13. 金融庁から公表されている事務ガイドラインを踏まえ、今後さらに分別管理がより厳格に運用されることを念頭に、基準開発を行っても良いのではないかと考える。

## 会計上の論点分析（仮想通貨の期末評価）

#### 仮想通貨の活発な市場の有無により、異なる会計処理を行うことを支持する意見

14. 活発な市場が存在する仮想通貨については時価評価を行い、活発な市場が存在するとは言えない仮想通貨については取得原価評価を行うという考えに同意する。
15. 活発な市場の有無により、異なる会計処理を行う場合には、活発な市場か否かの判断を行うための基準を示すことが必要と考える。
16. 仮想通貨交換業者が取り扱っている仮想通貨については活発な市場が存在すると聞いているため、活発な市場が存在するとは言えない場合の会計処理を定めることは

仮想通貨交換業者以外の利用者の会計処理まで定めるのかという範囲の問題とも関わってくると考える。また、活発な市場が存在せず、時価が不明確な状況において、どのように減損を行うのかなど、詳細な検討が必要になると考える。

すべての仮想通貨を時価評価することを支持する意見

17. 活発な市場の有無により、会計処理を区別するのではなく、仮想通貨については一律に時価評価するとした上で、活発な市場の有無を時価の測定と関連付けて整理する考え方もあるのではないか。

以 上